

米国連続増配成長株オープン

愛称 女神さま・オープン

追加型投信/海外/株式

投資信託説明書(交付目論見書)
使用開始日 2014年6月20日

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年1回	北米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

岡三アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号
設立年月日:1964年10月6日 資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:14,659億円
(資本金、純資産総額は2014年4月末現在)

照会先

[フリーダイヤル]

0120-048-214

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

[ホームページ]

<http://www.okasan-am.jp>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

株式会社りそな銀行

●この目論見書により行う米国連続増配成長株オープンの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年8月16日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は平成25年9月1日に生じております。

●ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

●本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

●ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。

●ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。



岡三アセットマネジメント

ファンドの目的・特色



ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



ファンドの特色



1 米国連続増配成長株マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、実質的に長期にわたる米国の連続増配銘柄および米国の経済環境や社会構造の変化をとらえることで高い成長が期待できる銘柄に投資します。



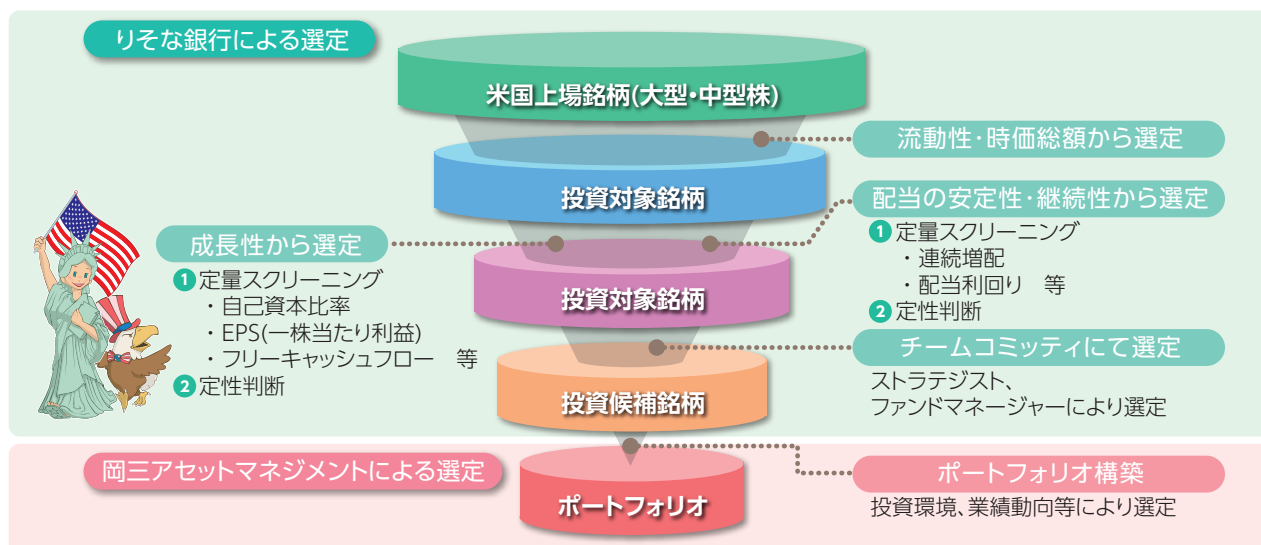
2 ポートフォリオの構築にあたっては、定量分析、定性分析を行い、各銘柄の流動性および市況動向等を勘案して行います。



3 銘柄選択に関して株式会社りそな銀行から投資助言を受けます。

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無については、変更する場合があります。

「米国連続増配成長株マザーファンド」のポートフォリオ構築プロセス



※上記ポートフォリオ構築プロセスは変更される場合があります。

ファンドの目的・特色

★ 4 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

★ 5 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

助言会社 株式会社りそな銀行について

株式会社りそな銀行の運用部門は、1962年の設立以来約50年の歴史を持っています。

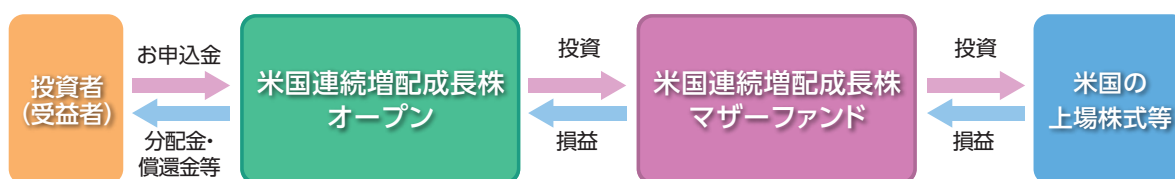
株式会社りそな銀行は、銀行法、金融商品取引法、その他の関連する法令等を遵守して、ファンドの銘柄選択に関して投資助言を行います。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

毎年9月26日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき、収益分配を行います。なお、第1計算期間は設定日から平成26年9月26日までとします。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
- 分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。
- 収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

※分配可能額が少額の場合や基準価額水準によっては、収益分配を行わないことがあります。

基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、米国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

主な変動要因

● 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

● 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

● 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

その他の変動要因

流動性リスク、カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

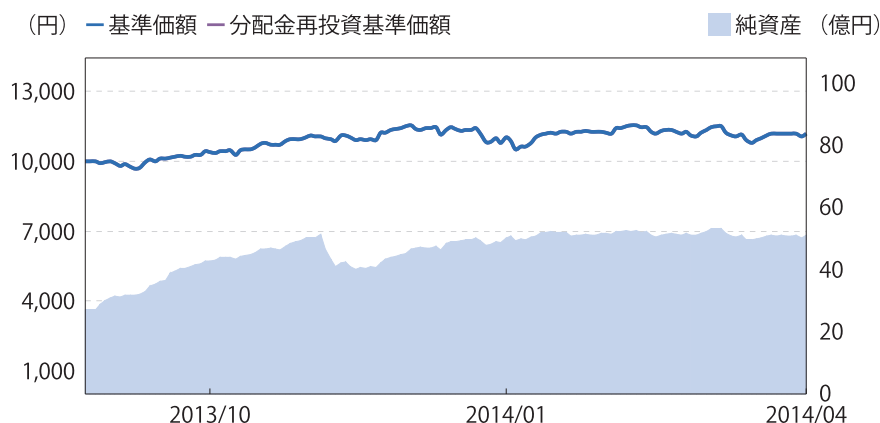
リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部および運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

社内規程・法令諸規則等に基づいて、有価証券届出書提出後、設定日までのリスク管理・モニタリングを行います。

2014年4月30日現在

基準価額・純資産の推移(2013年9月26日～2014年4月30日)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

分配金の推移

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	85.78%
その他資産	14.22%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分(米国連続増配成長株マザーファンド)

業種	純資産比率
資本財	10.86%
小売	8.97%
エネルギー	6.41%
素材	6.05%
保険	5.61%

※組入上位5業種です。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄(米国連続増配成長株マザーファンド)

銘柄名	国/地域	業種	純資産比率
APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.03%
ACE LIMITED	スイス	保険	2.83%
AFLAC INC	アメリカ	保険	2.78%
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL INC	アメリカ	銀行	2.76%
TRACTOR SUPPLY COMPANY	アメリカ	小売	2.73%
VF CORPORATION	アメリカ	耐久消費財・アパレル	2.63%
T ROWE PRICE GROUP INC	アメリカ	各種金融	2.59%
HARRIS CORP	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.52%
ROSS STORES INC	アメリカ	小売	2.52%
CHEVRONTXACO CORPORATION	アメリカ	エネルギー	2.32%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
 ※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ファンドにはベンチマークはありません。
 ※2013年はファンドの設定日から年末まで、2014年は4月末までの騰落率を示しています。
 ※ファンドの年間収益率は、基準価額増減に分配金(税引前)を合計して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
 ・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円です。)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。
購入の申込期間	当初申込期間 平成25年9月2日から平成25年9月25日まで 継続申込期間 平成25年9月26日から平成26年12月22日まで ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
換金制限	ありません。
購入・換金申込不可日	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受付けた購入・換金申込の受付を取消することがあります。
信託期間	平成35年9月26日まで(平成25年9月26日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。
繰上償還	受益権口数が5億口を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合等には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年9月26日(休業日の場合は翌営業日) なお、第1計算期間の決算日は平成26年9月26日とします。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 収益分配金の「再投資」を選択した場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 http://www.okasan-am.jp
運用報告書	毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈ファンドの費用・税金〉

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 有価証券届出書提出日現在の購入時手数料率の上限は、3.24%(税抜3.0%)です。 購入時手数料率は変更となる場合があります。詳しくは販売会社にご確認下さい。	
信託財産留保額	ありません。	
● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年率1.566%(税抜1.45%)	
	(委託会社)	年率0.70%(税抜)
	(販売会社)	年率0.70%(税抜)
	(受託会社)	年率0.05%(税抜)
その他費用・ 手数料	監査費用:純資産総額×年率0.01296%(税抜0.012%)	
	有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。	

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

税金

・税金は表に記載の時期に徴収されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、平成26年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

